

## 高額な外来診療を受ける方へ

4月1日から『認定証』などの提示で  
外来も限度額までの支払いになります

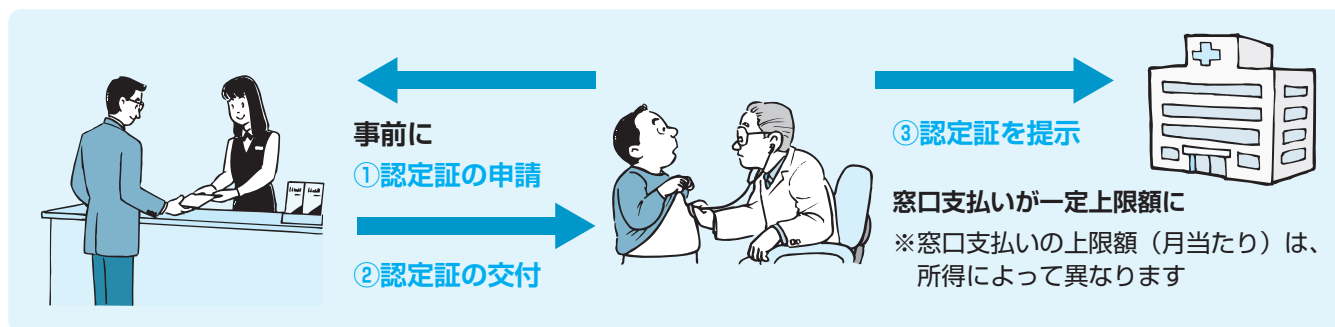
## ■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎75-2159

高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合は、いったん全額を支払っていただき、申請により、限度額を超えた分を後で医療保険者から高額療養費としてお返ししていました。

4月1日以降は、『認定証（限度額適用認定証）』などを提示すれば、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。加入している医療保険者へ事前に申請し、『認定証』の交付を受けてください。



・保険薬局、指定訪問看護事業者も同様の取扱いを受けることができます。

・申請方法、自己負担限度額等の詳しいことは、加入している医療保険者にご相談ください。

## 多久市国民健康保険に加入されている方は…

## 交付手続きに必要なもの

- ・申請に来られる方の印鑑
- ・申請に来られる方の身分証明書（運転免許証等）
- ・外来診療を受ける方の保険証

申請場所 市民生活課 保険年金係

## ■事前の手続きと証明書の提示

| 対象者                           | 事前の手続き                        | 病院・薬局などで                  |
|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| ・70歳未満の方<br>・70歳以上の非課税世帯等の方   | 加入する健康保険組合などに「認定証」の交付を受けてください | 「認定証」を窓口提示してください          |
| 70歳以上75歳未満の方<br>(住民税非課税世帯を除く) | 新たな手続きは不要です                   | 「高齢受給者証」を窓口提示してください       |
| 75歳以上の方<br>(住民税非課税世帯を除く)      | 新たな手続きは不要です                   | 「後期高齢者医療被保険者証」を窓口提示してください |

## ■4月1日以降も『認定証』を提示しない場合

従来通り、いったん全額支払い、加入している医療保険者に高額療養費の支給申請を行ってください。

## あなたの借金生活、見直してみませんか？

広告

相続登記はお済みですか？

任意  
整理過払  
請求自己  
破産個人  
再生不動産  
登記商業  
登記裁判  
手続き

10年以内に、  
完済した方もOK!!  
払い過ぎた利息  
取り返せます

司法書士法人 MCP

佐賀MCP

検索

例えば

- ・追加融資で、借りれない！・夫に承諾なんて、得られない！
- ・住宅を処分せずに借金を整理したい！
- ・少しでも、借金の悩みから解放されたい！



☎0952-75-2170

【佐賀事務所】佐賀県多久市北多久町小侍45-129 司法書士米満安浩／認定番号第130027号